

周環境審技第4-2号

令和5年1月18日

周南市環境審議会 会長 様

周南市環境審議会技術調査会

委員長 浮田 正夫



周南市 騒音・振動規制法指定地域図及び悪臭防止法規制地域図の見直しにつ
いて

令和5年1月30日に開催される周南市環境審議会の審議に資するため、専門的立場で技術的に検討する必要がありました標記の件について、令和4年12月19日の学識経験者への事前説明及び協議を経て、令和5年1月10日の周南市環境審議会技術調査会において慎重に審議いたしました。

その結果、別紙のとおり意見をとりまとめましたのでご報告いたします。

環境審議会技術調査会審議検討結果

周南市の「騒音・振動規制法指定地域図及び悪臭防止法規制地域図の見直し」は、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項及び悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）第 3 条の規定に基づく地域の指定に関するもので、環境省の通知等の原則により都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の用途地域を基本に指定しているが、これとは異なる指定をしている特例地域について、概ね 10 年経過の見直しを行うものである。

し尿処理場が要因で悪臭防止法規制地域の A 地域に指定した大字樋口（新町及び下大歳）の一部について、平成 17 年度にし尿処理場が解体され要因が消滅したことにより指定から削除し、それ以外の地域については現状維持とする市の見直し提案があった。

環境審議会技術調査会では、当該見直しについて審議を行った。委員からは、騒音、振動、悪臭に関する苦情相談対応の状況についての確認や意見が出され、慎重に審議した。

この見直しについては、要因となった施設が無くなったことによる指定地域の削除と、要因の状況に大きな変化が認められない地域は現状維持するものであり、市の提案は妥当であることを確認した。